

厚木爆音訴訟飛行差し止めを求める署名

厚木基地周辺住民は、50年余にわたり、米艦載機・自衛隊機による激甚な爆音により生活破壊や精神的・身体的被害に苦しめられ続けてきました。この間基地周辺住民は、三次の裁判に訴え、いずれも「厚木基地の爆音は、受忍限度を超える違法状態にある」とする判決を得てきました。とりわけ2002年10月の、第三次訴訟判決は、「国が厚木基地の被害解消に向けて本腰をあげて真摯な対応を取っているようにはうかがえない」として、国の責任を厳しく指摘しています。しかしその後も爆音は激しくなるばかりです。

第四次厚木爆音訴訟提訴後も厚木基地では、米軍機や自衛隊機の機種変更が行われ、基地の機能は一段と強化されるとともに、エンジン出力がアップした新型機による爆音で被害はさらに拡大しています。また、厚木基地の艦載機部隊の移転問題は先送りになり、爆音軽減の見通しは期待できない状況になっています。これから先いつまで、基地周辺住民は過酷な爆音被害に晒されなければならないのでしょうか。

第四次厚木爆音訴訟が求めているのは、「平和で静かな生活がしたい」との願いと同じ境遇にある日本の他の基地の人々の苦しみの解消に応える司法の判断であり、国民の安全・人の権利が守られる憲法の理念が生きた判決です。

そのため違法状態の爆音を放置してきた国に対し、「飛行差し止め」を命じられ、司法権の尊厳を取り戻されるよう強く要請いたします。

第四次厚木爆音訴訟団
全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

横浜地方裁判所
第一民事部合議係御中

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

連絡先 第四次厚木爆音訴訟団事務所 大和市桜森 3-5-3 電話 046-200-5505